

日本心肺補助学会 ECMO 認定制度施行細則

第 1 章 認定制度の施行及び運用

第 1 条 (運用)

認定委員会は、認定制度規則および施行細則の運用の実務にあたり、運用にあたって生じた疑義を処理する。

第 2 条 (委員会の業務)

認定委員会は以下の活動を行い業務の円滑な遂行を図る。

- (1) 認定制度などの規則および細則の整備
- (2) 認定資格者の認定およびその更新に関する業務
- (3) 認定資格者の審査にかかわる業務

第 2 章 認定委員会

第 3 条 (委員会の定数)

委員の定数は 20 名程度とする。

第 4 条 (委員会の任期)

委員の任期は 1 年とし再任を妨げない。

第 5 条 (委員長と委員の選任)

認定委員会の委員長は本会学会員の中から理事会が選任する。委員は、認定委員会の委員長が本会学会員の中から選任し理事長の承認を得る。

第 6 条 (欠員補充)

委員に欠員を生じたときは、前条に従い速やかに補充する。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 7 条 (委員会協力員の任命)

委員長は、テキスト執筆・筆記試験作問などに際し、必要に応じて委員会協力員を任命することができる。任期は 1 年とするが再任は妨げない。

第 8 条 (委員会の事務作業)

事務は、本会事務局と認定委員会が連携して行う。

第 3 章 ECMO 認定医の審査と認定

第 9 条 (医師の認定コース)

医師の認定は以下の 3 コースとする。

- (1) 標準コース (集中治療科専門医・救急科専門医・その他※)
- (2) CVIT 認定医・専門医コース
- (3) 心臓血管外科専門医コース

※その他には以下の専門医が含まれる

- A) CVIT の認定/専門を持っていない循環器専門医
- B) 心臓血管外科専門医をもっていない心臓血管外科医
- C) 麻酔科専門医
- D) 内科専門医
- E) 外科専門医
- F) そのほかの専門医

第 10 条 (医師の認定コース別の申請基準) (表 1)

ECMO 認定医の認定を申請する者は、認定制度規則第 6 条に定める以外に以下の項目を満たしていなければならない。

(1) 標準コース（集中治療科専門医・救急科専門医・その他※）

- 1) 所属学会の専門医を取得していること
- 2) 過去3年において10例のECMO経験（VV/VA問わず）を有していること（1症例は医師10名まで共有可能）
- 3) 本会の会員であること

(2) CVIT 認定医・専門医・名誉専門医コース

- 1) 上記の資格を取得していること
- 2) ECMO の経験症例数は問わない
- 3) 申請時に本会の会員であることは問わない

(3) 心臓血管外科専門医コース

- 1) 上記の資格を取得していること
- 2) ECMO の経験症例数は問わない
- 3) 申請時に本会の会員であることは問わない

第11条（医師の認定試験）

ECMO 認定医の認定を申請する者は、いずれのコースにおいても書類審査を合格したうえで、筆記試験を受験し合格基準を満たすことを必須とする（表1）。試験内容としては、呼吸・循環・蘇生といった全ての領域における ECMO の適応判断・導入・管理・離脱および合併症対応に関する十分な知識を問うものとし、一定の割合で全職種共通の試験問題を採用する。

第12条（医師の認定審査）

ECMO 認定医の審査は書類審査と筆記試験による

第 13 条 (医師の申請書類一式)

以下の書類をまとめて事務局まで郵送する

- (1) 認定制度申請書及び履歴書
- (2) 専門医の認定証のコピー
- (3) 本会の年会費納入証明書 (標準コースのみ)
- (4) 認定審査料の振込み控えコピー

表 1

	スタンダード 集中治療科専門医・ 救急科専門医・その他	CVIT 認定医・専門医・ 名誉専門医	心臓血管外科専門医
他学会専門医 取得条件	所属学術団体の専門医 を有する	CVIT 認定医・専門 医・ 名誉専門医を有する	心臓血管外科専門医 を有する
審査料・登録料	必要	必要	必要
症例実績	10 例 必要	不要	不要
日本心肺補助学会 への加入	必要	不要 ※加入で更新ポイント加点	不要 ※加入で更新ポイント加点
筆記試験	必要	必要	必要

第4章 ECMO 認証看護師の審査と認証

第14条（認証資格）

ECMO 認証看護師の認証を得ようとする者は、次の各号に定める要件をすべて満たさなければならない。

(1) 日本の看護師免許を有すること。

(2) 資格

日本心肺補助学会に3年以上、正会員として所属していること。但し、2029年度の認証審査までは受験申請前年度の3月31日時点で正会員であり、かつ審査年度の年会費を支払っていることを条件とする。

(3) 臨床経験

受験申請前年度の3月31日時点で、救急外来または集中治療室で勤務し、かつ、ECMO患者の看護を行った経験(*1)を常勤で通算3年以上有すること。

(*1) 「ECMO患者の看護を行った経験」とは、ECMOが装着された患者に対して看護を日常的に行っていることを指す。

(4) 経験症例数

過去3年間で5例以上の経験症例数を有すること。但し、本認証制度制定前まで遡及可とする。

第15条（申請）

ECMO 認証看護師の認証を得ようとする者は、認定制度細則第19条に定める申請書類を認定委員会に提出する。

第16条（試験）

認定委員会は、認定制度細則第8条に定める申請書類の審査を行い、細則に定める全ての申請要件を満たすと認められる申請者を対象に試験を実施する。

第17条（審査及び認証）

認定制度規則第9条に定める手順で審査、認証する。

第 18 条 (申請書類)

ECMO 認証看護師の認証を得ようとする者は、次に定める書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認証制度申請書及び履歴書 (様式 1, 2)
- (2) 所属 (救急外来または集中治療室で勤務していること) の証明 (様式 3)
- (3) 看護師免許証の写し
- (4) 本会の年会費納入証明書
- (5) 認証審査料の納入証明書

第 19 条 (臨床経験の証明)

規定の様式に症例の登録を行う。担当した ECMO が装着された患者に対して行われた看護実践について記載する。1 人の申請者が同一患者を複数回登録する場合には、施設長に承認を得ること。また、1 人の患者に対して、看護師 5 名の申請者まで登録可能とするが、同様に施設長の承認を得ること。

第 5 章 ECMO 認定臨床工学技士の審査および認定

第 20 条（認定資格）

ECMO 認定臨床工学技士の認定を得ようとする者は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

第 21 条（認定区分）

臨床工学技士の認定は、以下の 2 区分とする。

- (1) 体外循環技術認定士保有者（移行ルート）
- (2) 体外循環技術認定士非保有者（標準ルート）

第 22 条（体外循環技術認定士保有者の認定要件：移行ルート）

体外循環技術認定士保有者は、次の要件を満たすことで認定申請が可能とする。

- (1) 4 学会合同体外循環技術認定士の資格を有すること
- (2) 日本心肺補助学会の会員であること

評価領域	要件	点数等
資格	4学会合同 体外循環技術認定士	必須
会員資格	日本心肺補助学会 会員	必須

第 23 条（標準ルートの認定要件）

体外循環技術認定士を有しない者は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 臨床工学技士として 3 年以上の臨床経験を有すること（常勤）
- (2) ECMO, PCPS または人工心肺に関する臨床経験を有し、所定の手技実績点を 3 点以上取得していること
- (3) 日本心肺補助学会の会員であること
- (4) 学術活動、関連学会活動、教育研修等を通じて合計 20 点以上を取得していること
- (5) 認定試験（筆記試験）に合格していること

評価領域	要件	点数	備考
実務経験	CE経験 3年以上	必須	常勤
手技実績	ECMO / PCPS / 人工心肺	3~15点 (最低 3点は必須)	役割定義あり 過去3年まで遡れる 他施設研修も可
会員資格	日本心肺補助学会 会員	必須	
学会活動	日本心肺補助学会 学術集会	1回参加につき5点 1回発表につき+3点加算	任意 過去3年まで遡れる
関連学会参加 関連学会発表	日本救急医学会 日本集中治療医学会 日本循環器学会 日本心臓血管外科学会 日本人工臓器学会 日本体外循環技術医学会 (JaSECT)	1回参加につき3点 1回発表につき+3点加算	参加・発表・座長 過去3年まで遡れる
試験	筆記試験	必須	正答率 約60%
合計		20点以上	

第 24 条（評価項目および点数）

認定申請における評価項目および点数は以下のとおりとする。

(1) 手技実績

ECMO, PCPS, 人工心肺に関する臨床実績に応じて 3~15 点を付与する。最低 3 点を必須とする。

(2) 学術活動

日本心肺補助学会学術集会への参加は 1 回につき 5 点とし、発表を行った場合はさらに 3 点を加算する。

(3) 関連学会活動

関連学会への参加は 1 回につき 3 点とし、発表を行った場合はさらに 3 点を加算する。対象学会は以下とする。

日本救急医学会, 日本集中治療医学会, 日本循環器学会, 日本心臓血管外科学会, 日本人工臓器学会, 日本体外循環技術医学会

(4) 教育・研修

認定委員会が認める教育プログラムへの参加により所定の点数を付与する。

(5) 対象期間

上記の実績は原則として過去 3 年間に遡って評価する。

第 25 条（手技実績の定義）

手技実績は、以下のいずれかに主として関与した場合に認める。関与の認定には施設長または ECMO 責任医師の承認を必要とする。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) ECMO 導入および回路立ち上げ | 1 点 |
| (2) 導入後 72 時間以内の集中管理 | 1 点 |
| (3) 回路交換または重大トラブル対応 | 2 点 |
| (4) ECMO 離脱プロセスへの関与 | 1 点 |

内容	点数
ECMO導入・回路立ち上げ	1
導入後72時間以内の集中管理	1
回路交換・重大トラブル対応	2
ECMO離脱プロセスへの関与	1

第 6 章 筆記試験

第 26 条（認定試験）

認定申請者は、筆記試験を受験し、認定委員会が定める合格基準を満たさなければならない。

第 27 条（筆記試験）

毎年 12 月に東京開催の筆記試験を開催する。MCQ 形式 100 問とし試験時間 120 分とする。

第 7 章 認定申請の審査料と登録料

第 28 条

認定資格の認定申請をする者は、毎年、認定委員会が定めた月日までに、申請書類を提出しなければならない。

第 29 条 (初回認定の審査料)

認定申請には次の審査料が必要である（税別）。

- (1) ECMO 認定医の認定に関する審査料 10,000 円
- (2) ECMO 認証看護師の認定に関する審査料 5,000 円
- (3) ECMO 認定臨床工学技士の認定に関する審査料 5,000 円

第 30 条 (認定料)

専門資格者として認定された者は次の登録料が必要である（税別）。

- (1) ECMO 認定医の登録料 30,000 円
- (2) ECMO 認証看護師の登録料 5,000 円
- (3) ECMO 認定臨床工学技士の登録料 5,000 円

第 31 条

既納の審査料および登録料は返却しない。

第 8 章 ECMO 認定医の更新

第 32 条 (更新に必要な資質)

認定医の更新では、ECMO 管理に従事していることを示す診療実績の証明、医療安全の基盤となる知識・技能・態度が適格であることを証明することが求められる。そこで更新は①症例実績, ②認定医講習, ③学会出席の 3 つを基本軸とする。

第 33 条 (更新期間)

認定医資格の認定期間は 5 年とし、更新にあたって初回認定(前回更新)後 5 年間の実績を持って更新審査が行われる。

第 34 条 (更新に必要な単位)

認定医更新に必須な単位はいずれのコースにおいても 30 単位以上とする。

第 35 条 (標準コースの更新要件) 別紙: 認定医更新の単位表参照

認定医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)~vi) の 6 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とする。6 項目について 5 年間で合計 30 単位以上の取得を求める。標準コースでは i) 診療実績の証明と iii) 心肺補助学会への参加の項目位において項目別必要最小単位があるため、それらも満たさなければならない。

項目	取得単位
i) 診療実績の証明	最小 5 単位、最大 10 単位
ii) 認定医講習	最小 0 単位、上限なし
iii) 心肺補助学会への参加	最小 6 単位、最大 10 単位
iv) セミナー講習会への参加	最小 0 単位、上限なし
v) 学術集会での活動実績	最小 0 単位、上限なし
vi) 学術誌での活動実績	最小 0 単位、上限なし

i) 診療実績の証明 (最小 5 単位、最大 10 単位)

診療実績の証明は、A) 実際に管理に関わった ECMO 症例 (1 症例 1 単位)、B) 能力判定 E-test (合格で 5 単位) のどちらかあるいは両方を満たした上で、最小 5 単位・最大 10 単位の更新単位として算定する。A のみを選択した場合は少なくとも 5 症例 (5 単位) を必要として、B のみを選択した場合は能力判定 E-test 合格を以て最小 5 単位を算定する。A と B の双方を選択した場合においても最大 10 単位の算定とする。

A) を選択した場合は、過去 5 年間で診療した ECMO 症例の診療日時・年齢・性別・病名・補助様式 (VA か VV か Hybrid か)・補助目的 (呼吸か循環か蘇生か)・診療施設名・責任者氏名を申請書類に記載して提出する。

ii) 認定医講習(最小0単位、上限なし)

心肺補助学会主催の認定医講習(学術集会で開催)の参加1回当たり2単位と換算(5年間で上限10単位)する。認定医講習は有料オンデマンド配信により受講することができ、単位算定も可能である。また関係学会主催のECMO認定医講習・ジョイントセッションにおいても単位算定が可能である(1時間1単位)

iii) 心肺補助学会への参加(最小6単位、最大10単位)

心肺補助学会学術集会への出席1回あたり2単位とし、5年間で3回以上の参加、つまり最小6単位を必要単位とする。参加3回目以降は1回の参加当たり2単位と換算する(上限10単位)

iv) 心肺補助学会主催セミナー・講習会への参加(最小0単位、上限なし)

認定医講習とは別枠での心肺補助学会主催教育セミナー・講習会への参加において1時間1単位の算定とする。また当該セミナーの発表者やインストラクター参加でも単位算定を行う。

v) 学会での演題発表(筆頭)・座長参加(最小0単位、上限なし)

心肺補助学会学術集会やその他関係学会学術集会でのECMOに関係した演題発表について1回あたり1単位と算定する。発表は筆頭演者のみを可とし、座長も可とする。申請書類に「演者名.題名.学術集会名.発表年」を記載する。座長であれば「セッション名.学術集会名.実施年」を記載する。記載した業績については、それを証明する書類を併せて提出する。

[申請書類について]

- ・申請書類の右肩に、それぞれ資料番号を明記すること。(例:発表1など)
- ・プログラムや抄録号などのコピー(氏名の確認ができるページのみで可)と会の名称・会期が確認できるもの(抄録の表紙またはweb抄録等のコピー)を1セット提出。
(掲載年・掲載月号が判別できるようにマーカーを施す)
- ・各申請書類は、A4サイズに統一すること。
- ・業績歴を証明する電子媒体は提出不要

[関係する学会]

- ・認定委員会が個別に判断する。

vi) 学術誌への論文投稿

過去5年間の査読のある雑誌(商業誌不可)へのECMO関係の論文の投稿において、1st authorは2点、2nd, 3rd authorで1点の算定とする。申請書類に「著者名.題名.雑誌名.年；巻：始頁－終頁」を記載する。記載した業績については、それを証明する書類を併せて提出する。

[申請書類について]

- ・申請書類の右肩に、それぞれ資料番号を明記すること。(例：論文1など)
- ・“著者名+掲載誌名+掲載年月が判別できるページ(別冊の表紙など)”のコピー1セットを提出。(掲載年・掲載月号が判別できるようにマーカーを施す。)
- ・各申請書類は、A4サイズに統一すること。

第36条 (CVIT・心臓血管外科専門医コースの更新要件) 別紙: 認定医更新の単位表参照

認定医資格更新に必要な単位の算定は以下に示すi)~vi)の6項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とする。6項目について5年間で合計30単位以上の取得を求める。

項目	取得単位
i) 診療実績の証明	最小0単位、最大10単位
ii) 認定医講習	最小0単位、上限なし
iii) 学会への参加	最小3単位、最大15単位
iv) セミナー講習会への参加	最小0単位、上限なし
v) 学術集会での活動実績	最小0単位、上限なし
vi) 学術誌での活動実績	最小0単位、上限なし

i) 診療実績の証明 (最小 5 単位、最大 10 単位)

診療実績の証明は、A)実際に管理に関わった ECMO 症例(1 症例 1 単位)、B)能力判定 E-test(合格で 5 単位)のどちらかあるいは両方を満たした上で、最小 0 単位・最大 10 単位の更新単位として算定する。A のみを選択した場合は最小 0 単位・最大 10 単位で算定でき、B のみを選択した場合は能力判定 E-test 合格を以て 5 単位算定とする。A と B の双方を選択した場合においても最大 10 単位の算定とする。

A)を選択した場合は、過去 5 年間で診療した ECMO 症例の診療日時・年齢・性別・病名・補助様式(VA か VV か Hybrid か)・補助目的(呼吸か循環か蘇生か)・診療施設名・責任者氏名を申請書類に記載して提出する。

ii) 認定医講習 (最小 0 単位、上限なし)

心肺補助学会主催の認定医講習(学術集会で開催)の参加 1 回当たり 2 単位と換算 (5 年間で上限 10 単位) する。認定医講習は有料オンデマンド配信により受講することができ、単位算定も可能である。また関係学会主催の ECMO 認定医講習・ジョイントセッションにおいても単位算定が可能である (1 時間 1 単位)

iii) 心肺補助学会(少なくとも 1 回以上)・CVIT・心臓血管外科学会への参加

1 回の参加当たり 3 単位と換算し、心肺補助学会学術集会への出席を少なくとも含む形で、上限 15 単位とする。(最小 3 単位、最大 15 単位)

iv) 心肺補助学会主催セミナー・講習会への参加 (最小 0 単位、上限なし)

認定医講習とは別枠での心肺補助学会主催教育セミナー・講習会への参加において 1 時間 1 単位の算定とする。また当該セミナーの発表者やインストラクター参加でも単位算定を行う。

v) 学会での演題発表(筆頭)・座長参加(最小 0 単位、上限なし)

心肺補助学会学術集会やその他関係学会学術集会での ECMO に関係した演題発表について 1 回あたり 1 単位と算定する。発表は筆頭演者のみを可とし、座長も可とする。申請書類に「演者名.題名.学術集会名.発表年」を記載する。座長であれば「セッション名.学術集会名.実施年」を記載する。記載した業績については、それを証明する書類を併せて提出する。

[申請書類について]

- ・申請書類の右肩に、それぞれ資料番号を明記すること。（例：発表 1 など）
- ・プログラムや抄録号などのコピー（氏名の確認ができるページのみで可）と会の名称・会期が確認できるもの（抄録の表紙または web 抄録等のコピー）を 1 セット提出。
（掲載年・掲載月号が判別できるようにマーカーを施す）
- ・各申請書類は、A4 サイズに統一すること。
- ・業績歴を証明する電子媒体は提出不要

[関係する学会]

- ・認定委員会が個別に判断する。

vi) 学術誌への論文投稿

過去 5 年間の査読のある雑誌(商業誌不可)への ECMO 関係の論文の投稿において,1st author は 2 点、2nd, 3rd author で 1 点の算定とする. 申請書類に「著者名.題名.雑誌名.年；巻：始頁－終頁」を記載する.記載した業績については、それを証明する書類を併せて提出する。

[申請書類について]

- ・申請書類の右肩に、それぞれ資料番号を明記すること。（例：論文 1 など）
- ・“著者名+掲載誌名+掲載年月が判別できるページ（別冊の表紙など）”のコピー1 セットを提出。
（掲載年・掲載月号が判別できるようにマーカーを施す。）
- ・各申請書類は、A4 サイズに統一すること。

第 9 章 ECMO 認証看護師の更新

第 37 条（更新期間）

認証看護師資格の認証期間は 5 年とし、更新にあたって初回認定(前回更新)後 5 年間の実績を以て更新審査を行う。

第 38 条（更新要件）

認証看護師の資格更新を申請する者は、次の各号に定める要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 日本心肺補助学会の会員であること
- (2) 認証期間内に (1)-(6)の項目において、規定の更新点数を満たしていること

項目	取得単位
(1) 診療実績の証明	最小 5 単位、最大 10 単位
(2) 講習会、セミナー、Webinar への参加	最小 0 単位、上限なし
(3) 学術集会への参加	最小 4 単位、最大 10 単位
(4) 学術集会での活動実績	最小 0 単位、上限なし
(5) 学術誌での活動実績	最小 0 単位、上限なし
(6) その他、ECMO に関連する活動への参加	最小 0 単位、上限なし

(1) 診療実績の証明

診療実績は認定制度細則第 41 条に定める申請書類に記入し報告する。初回認定(前回更新)後 5 年間のうちに経験した症例を 1 症例 1 単位とし、最小 5 単位の取得を必須とする。なお、最大 10 単位まで取得可能とする。

(2) 講習会、セミナー、Webinar への参加

看護師向け講習会やセミナー、Webinar への参加により以下の通り、更新単位を付与する。

- ① 本制度が定める講習会やセミナー、webinar への参加（別資料参照）（1 点/2 時間）
- ② インストラクターや講師として参加（1 点）
- ③ セミナー講師での参加（1 点）

(3) 学術集会への参加

規定の学会への参加で更新単位を付与する。日本心肺補助学会学術集会には、認定期間5年のうちに2回以上の参加を必須とする。最小4単位とし、最大10単位まで取得可能とする。

- ① 日本心肺補助学会学術集会への参加（2点）
 - ② 関連する国内学術集会(*1)への参加（1点）
 - ③ 関連する国際学術集会(*1)への参加（1点）
- (*1)は認定委員会が個別に判断する。

(4) 学術集会での活動実績

規定の学術集会にて、演者として発表を行った場合、または座長の任に就いた場合には、更新単位を付与する。

- ① 日本心肺補助学会での筆頭演者（2点）、共同演者（1点）、座長（1点）
 - ② 関連する国内学術集会において、ECMOに関して行った発表の筆頭演者（1点）、座長（1点）
 - ③ 関連する国際学術集会において、ECMOに関して行った発表の筆頭演者（1点）、座長（1点）
- (*1)は認定委員会が個別に判断する。

(5) 学術誌での活動実績

論文または商業誌の執筆において、下記の者に更新点数を付与する。

- ① 査読のある論文の主著者（2点）
- ② 査読のある論文の共著者（1点）
- ③ 査読のない論文の主著者（1点）
- ④ 商業誌の主著者（1点）

なお、③④の共著者には更新点数は付与されない。

(6) その他、ECMOに関連する活動への参加

本項については、活動内容を証明するものを併せて提出いただき、認定委員会で審査の上、更新点数を付与するか判断する。多施設合同検証会や海外留学生の受け入れ、子供向けのイベントにおけるECMO関連の催しなどを想定する。

第 39 条（更新申請）

認証看護師の資格更新を申請する者は、認定制度細則第 41 条に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

第 40 条（申請書類）

認証看護師の資格更新を申請する書類は、次に定めるものである。

- (1) 認証制度更新申請書及び履歴書（様式 1, 2）
- (2) 所属（救急外来または集中治療室で勤務していること）の証明（様式 3）
- (3) 本会の年会費納入証明書（申請年度を含めた直近 3 年分）
- (4) 認証更新審査料の納入証明書

第 41 条（更新審査及び認証）

認定委員会は提出された書類に基づき更新要件を審査し、適格と認めた者について理事会の議を経て更新を承認する。

第 10 章 ECMO 認定臨床工学技士の更新

第 42 条（更新要件）

認定臨床工学技士の資格更新を申請する者は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 日本心肺補助学会の会員であること
- (2) 認定期間内に所定の手技実績点（3 点以上）を取得していること
- (3) 教育・研修活動としてオンデマンドセミナー等に参加し、最大 10 点まで取得すること
- (4) 日本心肺補助学会学術集会への参加により 15 点以上を取得していること
- (5) 学術活動，関連学会活動，教育研修等を通じて、合計 40 点以上を取得していること

評価領域	要件	点数
体外循環技術認定士 有資格者	体外循環技術認定士の資格更新	本資格も自動更新
手技実績	ECMO / PCPS / 人工心肺	3～15点 (最低 3 点は必須)
教育・研修	オンデマンドセミナー	最大 10 点
会員資格	日本心肺補助学会 会員	必須
学会参加 学会発表	日本心肺補助学会 学術集会	1 回参加につき 5 点 最低 15 点以上 1 回発表につき +3 点加算
関連学会参加 関連学会発表	日本救急医学会 日本集中治療医学会 日本循環器学会 日本心臓血管外科学会 日本人工臓器学会 日本体外循環技術医学会 (JaSECT)	1 回参加につき 3 点 1 回発表につき +3 点加算
合計		40 点以上

第 43 条（体外循環技術認定士保有者の更新）

体外循環技術認定士の資格を更新した者については、本認定資格も更新されたものとみなす。

第 44 条（評価対象期間）

更新における評価対象期間は認定期間である 5 年間とする。

第 45 条（手技実績の取り扱い）

更新における手技実績の定義および評価方法は、初回認定時と同様とする。

第 46 条（更新審査）

認定委員会は提出された書類に基づき更新要件を審査し、適格と認めた者について理事会の議を経て更新を承認する。

第 11 章 更新申請にかかる費用

第 47 条

認定資格の更新申請をする者は、毎年、認定委員会が定めた月日までに、申請書類を提出しなければならない。

第 48 条（認定更新の審査料）

更新申請には次の審査料が必要である（税別）。

- (1) ECMO 認定医の更新に関する審査料 10,000 円
- (2) ECMO 認証看護師の更新に関する審査料 5,000 円
- (3) ECMO 認定臨床工学技士の更新に関する審査料 5,000 円

第 49 条（認定更新の登録料）

専門資格者として認定された者は次の登録料が必要である（税別）。

- (1) ECMO 認定医の登録料 30,000 円
- (2) ECMO 認証看護師の登録料 5,000 円
- (3) ECMO 認定臨床工学技士の登録料 5,000 円

第 50 条

既納の審査料および登録料は返却しない。

第 12 章 例外措置

第 51 条 (更新延長の例外)

認定委員会は、規則第 14 条にあるように、病気その他のやむを得ない理由があると認めるものについては、認定更新の有効期限を延長することができる。

第 52 条 (臨床経験の例外)

認定委員会は、海外において ECMO 管理に専従し、認定資格者と同等以上の臨床経験を有する者には、認定資格の審査を行うことができる。当該施設で ECMO に従事したことを証明した書類（英語）を添付する。また、証明された期間を臨床経験として認める。

第 13 章 細則の変更

第 53 条 (細則の変更)

この細則は認定委員会、理事会の議を経て変更することができる。

第 14 章 守秘義務

第 54 条 (細則の変更)

認定委員会の委員および本業務に関与した者は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第 15 章 異議申し立ておよびガバナンス

第 55 条 (異議申し立て)

認定申請者または認定資格者は、認定審査、更新審査または認定取消しに関する決定に対し不服がある場合、その通知を受けた日から 30 日以内に、書面により認定委員会に対して異議申し立てを行うことができる。

第 56 条（再審査）

認定委員会は、前条の異議申し立てを受理した場合、速やかに再審査を行う。必要に応じて第三者委員を含む再審査委員会を設置することができる。

第 57 条（最終決定）

再審査の結果は理事会に報告され、理事会の議をもって最終決定とする。

第 16 章 利益相反（COI）

第 58 条（利益相反の開示）

認定委員会の委員および本制度の運用に関与する者は、審査対象者との間に金銭的關係、雇用關係、共同研究關係その他の利害關係を有する場合には、あらかじめこれを申告しなければならない。

第 59 条（審査からの除外）

前条に該当する利害關係を有する者は、当該申請者に関する審査、評価および決定に関与してはならない。

第 60 条（記録の管理）

利益相反に関する申告および対応は記録として保存し、必要に応じて開示できる体制を整備する。

第 17 章 認定資格者の行動規範および処分

第 61 条（行動規範）

認定資格者は、ECMO 医療の安全性および倫理性を確保するため、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 患者の安全および利益を最優先とすること
- (2) 関連法令および所属施設の規程を遵守すること
- (3) 自己の能力の範囲を超える医療行為を行わないこと
- (4) 常に最新の知識および技術の習得に努めること

第 62 条（不適切行為の定義）

本制度における不適切行為とは、以下のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 申請書類に虚偽または重大な誤記を含む行為
- (2) 医療安全に重大な影響を及ぼす過失または不適切な医療行為
- (3) 倫理的に著しく不適切な行為（患者情報の不正利用等）
- (4) 法令違反またはこれに準ずる行為
- (5) その他、認定資格者としての社会的信用を著しく損なう行為

第 63 条（処分の種類）

認定委員会は、不適切行為が認められた場合、その程度に応じて以下の処分を行うことができる。

- (1) 注意
- (2) 戒告
- (3) 一定期間の資格停止
- (4) 認定の取消し

第 64 条（弁明の機会）

処分を行う場合には、当該認定資格者に対し事前に弁明の機会を与えなければならない。

第 65 条（処分の決定）

処分は認定委員会の審議を経て理事会の議をもって決定する。

第 66 条（再申請）

認定を取り消された者の再申請については、処分内容および経過期間を踏まえ、認定委員会が個別に判断する。

付則 この規則は、2026 年 5 月 12 日に制定し、2026 年 5 月 12 日から施行する。